

研究ノート

保護観察処遇におけるアセスメントツールの展開 —最近のCFP等各種処遇施策の導入とその課題についての一考察—

東京福祉大学 高木 俊彦

はじめに

1949(昭和24)年7月に犯罪者予防更生法が施行され、戦後の新たな更生保護制度が発足し、その後75年が経過した。本稿では、かつて更生保護の世界に身を置いた者の一人として、その間に、更生保護制度の根幹である保護観察の処遇施策がどのように展開され、変化してきたかを概観とともに、近年、新たに実施されたCFP(Case Formulation in Probation/Parole) やRNR(Risk-Need-Responsivity) モデルによるアセスメントツールの導入等、新規施策の内容とその課題について考察することとする。

そこで、まずは、我が国の保護観察処遇の在り方がどのように変遷してきたのか、その歴史について幾つかの時代区分あるいはトレンドを設け、概観することとしたい。なお、本稿における時代区分及びトレンドの設定、あるいは後述する二つの処遇施策

の流れに関する統合・集約の解釈については、筆者の独自な仮説、推測によるものである。

I. 分類処遇制以前のアセスメントの時代

(1949(昭和24)年～1971(昭和46)年)

この当時の保護観察は、ワーカーである保護観察官と保護司が有する知識とスキル、つまり、個人の経験知、研修等で得た関係知識やスキルを全人格的に動員することにより対応していたと考えられる。言わば、それぞれが持つ「信玄袋(人間力)」の中身を適宜持ち出して処遇に当たっていたとも言える。また、この時代の保護観察処遇は、明治以降の「感化遷善」思想や「嚴父・慈母論」、官の「専門性」、民の「民間性・地域性」といった考え方などを採り入れながら運用されていたように思われる。例えば、

「厳父・慈母論」で言えば、保護観察の権力的側面である「指導監督」と援助的・福祉的側面である「補導援護」を、厳しい側面（厳父）を保護観察官が、優しい側面（慈母）を保護司が分担して実施するという緩やかな分業体制が考えられる。ただ、実際には、現在と同様、官民にかかわらず一線の処遇者が両方の役割（ダブルロール）を相応に担うというのが現実であったと思われる。このような当時の保護観察の実情を、鈴木昭一郎は「日本の矯正と保護－第3巻 保護編」の中で、「指導や援護の方法についても、ただ経験を生かして当面の問題解決に精一杯の努力をするという状況であった。」と記している¹⁾。

その後、アセスメントと処遇に関する諸施策は、1974（昭和49）年、東京・大阪両保護観察所に設置された保護観察官が直接少年対象者を担当し、併せて処遇技法の適用研究等も実施した「直接処遇班」や「処遇態様別保護観察効果に関する調査研究」²⁾の試みを経るなどして、順次、処遇施策の内容を「見える化」「構造化」する過程として展開されていくこととなった。

II. 主に担当形態と接触密度を考慮したアセスメントと処遇施策の流れ

1. 「処遇分類制」に続く「分類処遇制」の時代 (1967(昭和42)年～2008(平成20)年)

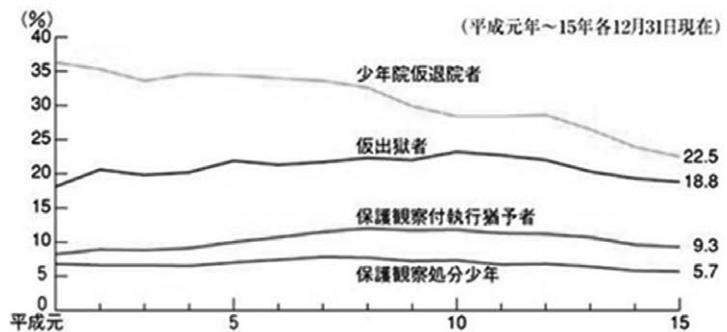
やがて、増大する事件数と限られた保護観察官等マンパワーの有効活用、及び保護観察官の専門性発揮の観点から、全国的な

施策として、1967(昭和42)年には、それまでの問題事案を選択して保護観察を実施する「重点観察」施策を踏まえた「処遇分類制」³⁾が施行された。更に 1971(昭和46)年には、「処遇分類制」を発展させた「分類処遇制」⁴⁾の発足を見、同施策は、1986(昭和61)年の改正を経た上、2008(平成20)年まで実施された。

同分類処遇制では、保護観察対象者の処遇の難易を「青少年分類基準表」及び「成人分類基準表」の分類票によって、それぞれ20の評定項目のうち総評点が18以上、4号観察（刑執行猶予付き保護観察対象者）の場合は17以上の場合をA（処遇が困難であると予測される者）、それ以外の者をB（処遇がそれほど困難ではないと予測される者）と評定し、その結果に臨床的所見を加え判定した結果に基づき処遇が実施された。そこでは、評定項目による評価に加え、処遇に貢献すると思われる積極的因素（強み）を加味して最終判定を行うこととした点がその後の施策に繋がる特徴であった。同分類処遇制についても、保護観察官と保護司との協働態勢を前提にしながら、Aと分類されたものに対しては保護観察官の直接的関与を強化して、重点的な保護観察を実施しようとするものであった。

平成年間前半における、処遇が困難であると予測される保護観察種別ごとのA分類率の推移は図1のとおりである⁵⁾。少年院仮退院者（2号観察事件）のA分類率が15%ほど減少しているほかは、他の種別については概ね一定したA分類率で推移していることが分かる。

図1 A分類率の推移



注 1 法務省保護局の資料による。

2 「A分類率」は、 $\frac{A\text{分類人員}}{A\text{分類人員}+B\text{分類人員}} \times 100$ である。「B分類人員」は、処遇がA分類ほど困難でないと予測されるとして分類された人員である。

(出典『平成16年版 犯罪白書』155頁)

2. 段階別処遇の時代

(2008(平成20)年～2021(令和3)年)

段階別処遇とは、それまでの分類処遇を発展的に再構成し、保護観察対象者の再犯可能性、改善更生の進度及び補導援護の必要性を「開始時処遇段階検討票」により把握し、処遇の難易によって、長期刑仮釈放者、凶悪重大な事件を起こした少年、社会の耳目を集めた事件等で保護局長が指定した事件の対象者をS段階に、S段階に編入されない対象者はその処遇の困難度に基づき、A段階、B段階、C段階に区分した各処遇段階に編入して、問題性の深い保護観察対象者に対してはより重点的に指導監督等を行い、もって「寛厳よろしきを得た強制的な保護観察」を体系的に行うという施策であった。更生保護法の施行に伴い2008(平成20)年6月1日から実施され、2021(令和3)年に廃止された。

段階別処遇では、保護観察の実施に際し、「各種判断の過程が事務手続きとして構造化され」、「その判断の理由が明確化され」、

「各段階別の処遇内容が従来の施策に比べより詳細、具体的に示され」ているものの、再犯リスクの評価方法や各種措置等の判断がやや機械的で硬直化した運用になりがちとの課題もあった。

III. 主に処遇内容を考慮した

アセスメントと処遇施策の流れ

1. (旧)類型別処遇の時代

(1990(平成2)年～2021(令和3)年)

それまでの段階別処遇の施策に加え、「覚せい剤事犯者」「中学生等低年齢対象者」など、その時々の社会的関心を呼び、その都度個別の通達等により処遇強化が図られてきた犯罪・非行類型を中心に、整理し拡充された施策として(旧)「類型別処遇」^{⑥)}がスタートした。同施策は、犯罪・非行の態様、特徴的な問題性等により、一部の対象者を除く保護観察対象者を11類型、その後13の類型に類型化し、類型ごとの問題性等に応

じて作成された「類型別処遇マニュアル」を用いて効果的な処遇を実施するというものであった。1990(平成2)年に導入され、2020(令和2)年までに5度の改正を経て、2021(令和3)年の(新)「類型別処遇」に発展していった。⁷⁾

(旧)類型別処遇における13類型とは「シンナー等乱用対象者」「覚せい剤事犯対象者」「問題飲酒対象者」「暴力団関係対象者」「暴走族対象者」「性犯罪等対象者」「精神障害等対象者」「中学生対象者」「校内暴力対象者」「高齢(65歳以上の者)対象者」「無職等対象者」「家庭内暴力対象者(うち児童虐待・DV)」「ギャンブル等依存対象者(ギャンブル及び浪費)」であった。ちなみに、『令和2年版 犯罪白書』によると、2019(令和元)年の成人対象者に係る類型認定対象者総数は15,178人であったが、そのうち認定者の多い類型は、覚せい剤事犯4,292人、無職等3,116人、精神障害等2,173人、性犯罪等1,493人、問題飲酒1,455人であった。

また、類型区分の処遇方法については、例えば「問題飲酒対象者」に関する一般的な処遇方法として、「アルコールの影響について正しく理解させる」「現在の自分の置かれている状態を認識させる」「関係機関の活用、病院への受診及び自助グループへの参加を促す」「家族への援助を行う」などが示されている。

2. (新)類型別処遇の時代

[(2021(令和3)年1月～)]

従来の類型別処遇施策に替えて、2021(令和3)年1月、新たに示された「保護観察類

型別処遇要領」に基づき、関係性領域、不良集団領域、社会適応領域、嗜癖領域の4領域16類型からなる処遇指針「類型別処遇ガイドライン」が定められ、保護観察官及び保護司に提供された⁸⁾。同ガイドラインは、対象者のアセスメント、保護観察の実施計画の作成及び処遇の実施等の各場面で活用されている。

保護司版の(新)類型別処遇ガイドラインでは、認知行動療法などのより専門的な処遇技法は直接的には言及されず、平易で簡潔な内容に編纂されている。

一方、保護観察官用のガイドラインには、保護司用と連携する記述内容のほか、各類型に關係するその他の知識・情報が詳細に紹介されている。全般的に見て、4つの領域に分けられた16類型の処遇内容を、「きっかけ」「環境」「行為・行動」「心の状態」の4つの観点から、整理して提示されており、従来施策のマニュアル、処遇指針に比べ豊富な関連情報、理論に基づき、より具体的、詳細に組み立てられている。特に従来の処遇指針と比べ、犯罪又は非行を抑制し改善更生を促進する要因となりうる事項を「強み(ストリングス)」として重視し、処遇に活かすようにしている。また、類型別処遇の結果は、「保護観察の実施計画」の中で、指導監督及び補導援護の方法の冒頭に記載され、所定の処遇指針を加味した処遇が実施される。

以下に、『令和5年版 犯罪白書』から2022(令和4)年末の(新)類型別処遇における成人16類型の類型認定状況を表示する。薬物、就労困難、精神障害、高齢のほか特殊詐欺などの多いことが分かる。

表1 成人の保護観察対象者の類型認定状況

(令和4年末現在)

領域区分	類型	仮釈放者 (全部実刑者)	仮釈放者 (一部執行猶予者)	保護観察付 全部執行猶予者	保護観察付 一部執行猶予者
関係性領域	児童虐待	10 (0.3)	—	97 (1.5)	1 (0.0)
	配偶者暴力	15 (0.4)	—	84 (1.3)	10 (0.4)
	家庭内暴力	10 (0.3)	—	104 (1.6)	2 (0.1)
	ストーカー	9 (0.2)	—	147 (2.3)	3 (0.1)
不良集団領域	暴力団等	32 (0.9)	1 (0.4)	38 (0.6)	67 (2.8)
	暴走族	—	—	3 (0.0)	1 (0.0)
	特殊詐欺	531 (14.4)	—	248 (3.9)	4 (0.2)
社会適応領域	就労困難	1,035 (28.0)	44 (15.7)	967 (15.3)	302 (12.8)
	就学	—	—	9 (0.1)	—
	精神障害	515 (13.9)	58 (20.6)	1,215 (19.2)	467 (19.8)
	発達障害	25 (0.7)	3 (1.1)	200 (3.2)	24 (1.0)
	知的障害	71 (1.9)	2 (0.7)	254 (4.0)	18 (0.8)
	高齢	475 (12.9)	6 (2.1)	588 (9.3)	85 (3.6)
嗜癖領域	薬物	977 (26.5)	262 (93.2)	1,100 (17.4)	2,145 (90.9)
	アルコール	381 (10.3)	5 (1.8)	633 (10.0)	112 (4.7)
	性犯罪	245 (6.6)	7 (2.5)	982 (15.6)	38 (1.6)
	ギャンブル	441 (11.9)	9 (3.2)	369 (5.8)	51 (2.2)
	嗜癖的窃盗	118 (3.2)	11 (3.9)	329 (5.2)	11 (0.5)

(出典『令和5年版 犯罪白書』86頁)

3. 専門的処遇プログラムの時代

[2006(平成18)年～]

再犯防止等の観点から、より効果的な保護観察を実施するため、諸外国の例も参考にしながら、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づき、「認知行動療法」等のスキルを活用したより専門的な処遇が、i) 性犯罪者処遇プログラム[2006(平成18)年～]、ii) 薬物乱用防止プログラム[2008(平成20)年～]、iii) 暝力防止プログラム[2007(平成19)年～]、iv) 飲酒運転防止プログラム[2010(平成22)年～]の4つのプログラムに基づいて実施されている。なお、上記の4つの専門的処遇プログラムによる以外にも、v) しょく罪指導プログラムによる処遇、vi) 嗜癖的な窃盗事犯に対するワークブックを使用した処遇[2020(令和2)年～]といった特別な処遇が実施

されている。

例えば、性犯罪者処遇プログラムについては、心理学等の専門的知識とスキル、とりわけ「認知行動療法」の理論等に基づき、性犯罪に結びつくおそれのある認知の偏り(レイプ神話等)や自己統制力不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的方法を、5セッションからなるコアプログラムを中心として習得させ、そのような傾向を改善することとされている。このコアプログラムの受講は遵守事項によって義務付けられる。

『令和5年版 犯罪白書』により2013(平成25)年から2023(令和5)年の間における「専門的処遇プログラム」による処遇の開始人員の推移を見ると、性犯罪者処遇プログラム、暴力防止プログラム、飲酒運転防止プ

ログラムの適用者は1000人から200人の間で幾分減少気味に推移しているものの、刑の一部執行猶予制度が開始された2016(平成28)年から以降の薬物乱用防止プログラム受講者については、1300→3500人といった増加傾向が認められる⁸⁾。

IV. CFP及びRNRモデルによる新たなアセスメントツールの導入 〔2021(令和3)年～〕

1. 二つの処遇施策の流れに関する統合・集約

2021(令和3)年、それまでの「主に担当形態と接触密度を考慮したアセスメントと処遇施策の流れ」と「主に処遇内容を考慮したアセスメントと処遇施策の流れ」の二つ

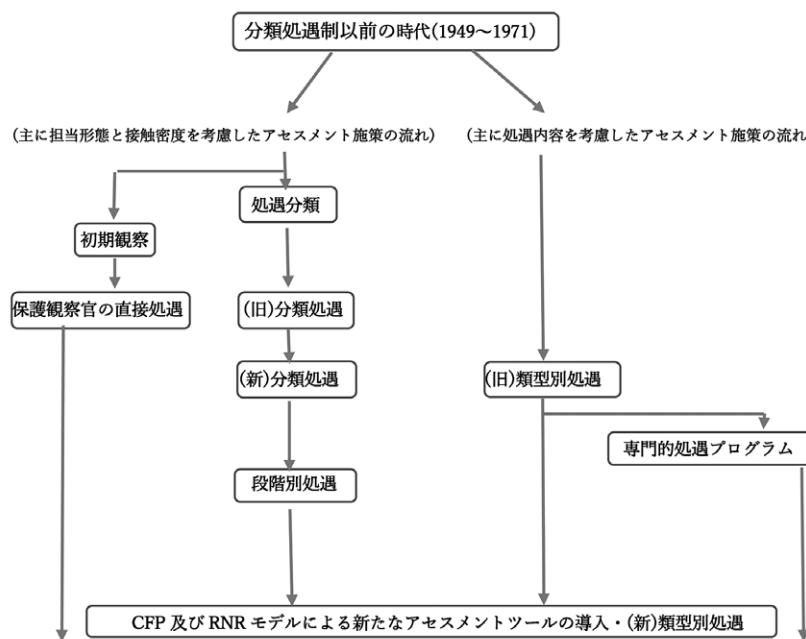
の流れの主要な部分が整理統合・集約される形で、「CFP 及びRNRモデルによる新たなアセスメントツールの導入と(新)類型別処遇」の施策が実施された。

2. CFPによるアセスメント

まず、2021(令和3)年1月から、CFP (Case Formulation in Probation/Parole) を活用したアセスメントに基づく保護観察が実施されている⁹⁾。CFPによるアセスメントツールにおいては、

- i) 保護観察対象者に係る情報の収集及び分析の方法を構造化(定式化)する。
- ii) CFP分析を ア 開始時統計的分析、イ 要因分析、ウ 要因関連性分析の3段階で実施する。
- iii) 上記のCFP分析に基づくアセスメント結果等を「保護観察の実施計画」に反映

図2 アセスメント施策のフローチャート



(筆者作図)

させるとともに、処遇区分等に応じ、保護観察官と保護司の往来訪による接触回数や面接回数・頻度、指導監督・補導援護の内容、保護観察実施上の留意事項を明らかにする。^{10) 11)}

以上の、特に上記 ii) のCFP分析の内容を更に具体的に記すと、アの開始時統計的分析では、RNR(Risk-Need-Responsivity)モデルなど統計的分析ツールでもって、対象者の再犯の統計的確率の高さを評定し、「処遇区分検討票」により、S・AA・A・B・Cの処遇区分に編入する。イの要因分析では、犯罪又は非行に結び付くリスク要因(問題)と、犯罪又は非行を抑制し改善更生を促進する保護要因(強み)を、家庭、家庭以外の対人関係、就労・就学、物質使用、余暇、経済状態、犯罪・非行等の状況、心理・精神状態の8つの領域ごとに抽出する。ウの要因関連性分析では、これらの要因間の相互作用、因果関係等について分析し、図示(パス図)することなどにより、犯罪や非行に至る過程や、処遇による介入対象すべき要因を明らかにする。例えば、物質使用の関係でいえば、リスク要因として、「規制薬物を使用していた」「薬物関係者との交友がある」「問題行動を伴う飲酒癖がある」などが、保護要因(強み)としては、「規制薬物の使用を止めた」「断薬、断酒、節酒のための支援や治療を受けた」などが挙げられる。

以上のようなリスク要因と保護要因(強み)に注目し、リスポンシビティ原則(反応性又は応答性原則)に基づき、最も適合的な(反応性の高い)方法を選択するためのア

セスマントを行う。具体的には、一定の効果が認められている認知行動療法を行うことや、相手の学習スタイル、動機付け、能力、強み(例えば薬物を断ち更生しようとしていること等の肯定的要素)に合わせ、専門的処遇プログラムにおける「薬物乱用防止プログラム」の受講を考慮するなど、最も適合的な(反応性の高い)処遇を考慮する。なお、本人の状況の変化に伴い、処遇の強化及び不良措置と処遇の緩和及び良好措置が採られる。

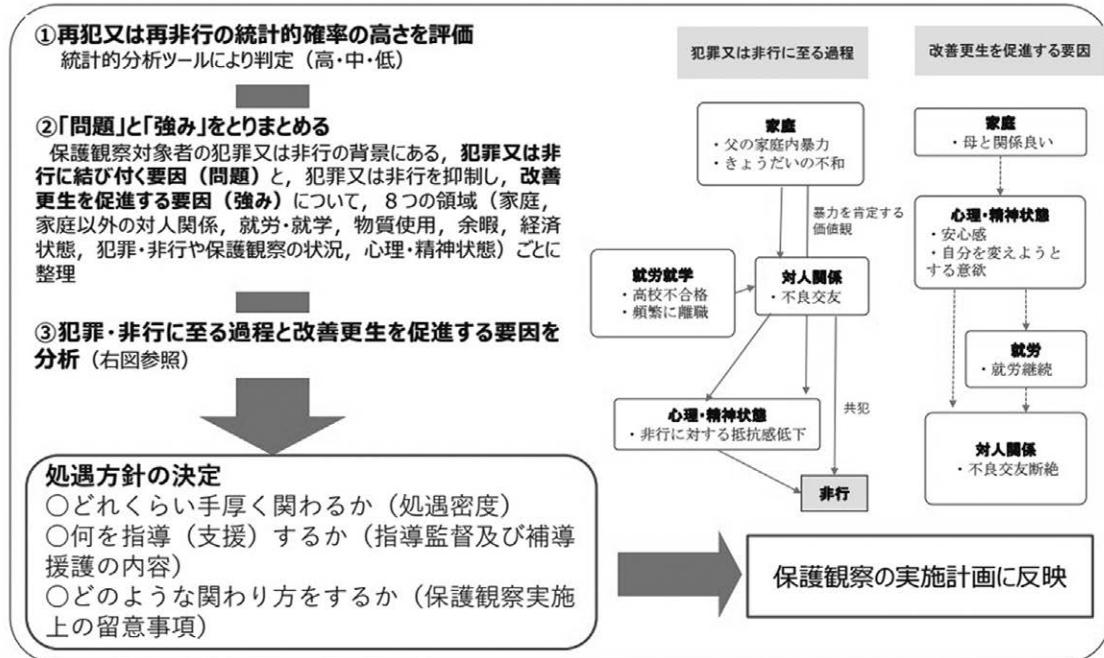
犯罪心理学の分野でも、ゴットフレッドソン(Michael R. Gottfredson)による「統制理論(control model)」やハーシー(Travis Hirschi)による「社会的絆理論(social bond theory)」など、犯罪を促進する理由より、人が犯罪や非行に走るのを押しとどめる理由に着目する理論があり、そのような理論にも注目し、改善更生を促進する保護要因(強み)という要素が採り入れられたものと思われる。

以下に、『令和5年版再犯防止推進白書』107頁の抜粋によりCFPの概要図を表示する。

さらに以下の図は、筆者の直接処遇事例から作成した要因関連性分析におけるパス図の例である¹²⁾。

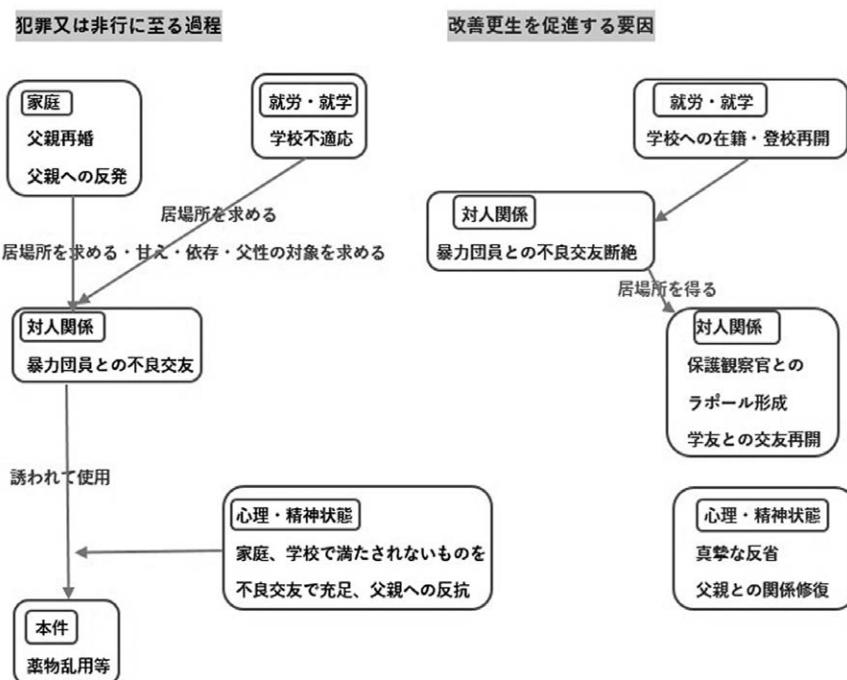
上記パス図の例では、本人の「父親への反発」「学校不適応」「暴力団組員との不良交友」「薬物乱用」などを問題(リスク要因)とし、その一方、「本人の能力が相当高いこと」「高校も転校、不登校を繰り返しはしたものの退学はせず在籍し続けていること」「父親は新しい母親と協力し本人の立ち直りに精一杯努力しており、関係修復が見込まれ

図3 アセスメント施策のフローチャート図3 CFPの内容



(出典『令和5年版再犯防止推進白書』107頁)

図4 直接処遇事例から作成した要因関連性分析におけるパス図



(筆者作図)

ること」「本人自身、暴力団員をはじめとする不良交友を断ちたいとの気持ちを有していること」などを、改善更生を促進する要因(強み)として受け止め、リスク要因に配意しながらも、その強みの要因を拠り所に、更に促進していくことを処遇方針として臨んだ。また、処遇方法としては、リスポンシビティ原則における適合的で反応性の高い方法として、パーソンセンタード・アプローチの技法を主として用い、終始本人と家族に寄り添い、形成されたラポールの中で、その立ち直りをサポートしていった。その結果、本人は高校への登校を再開し、暴力団員等の不良交友も絶ち、父親との関係も修復され、保護観察の最終段階では、女子高生らしい制服姿で、手に卒業証書を持って面接に訪れた。

V. CFP等新規施策の展望と今後の課題

アセスメント等において、一定のエビデンスに基づき(EBPM=Evidence Based Policy Making)科学化・定式化・構造化の可能性を、例えば、CFPやRNRモデルによる処遇実施にみるような形と内容で提示されたことは、処遇者個々人の属性に基づく処遇格差を克服する意味で、或いは保護観察における仮釈放者等の再犯防止機能を強化する上で、有効な施策としての可能性を提供されたものと言える。特に、再犯・再非行の統計的確率の高さとそれに対応する処遇内容の具体的マニュアルが示されたことは高く評価できよう。また、筆者の独自な見解であるが、従来の保護観察処遇に関する「主に担当形態と接触密度を考慮したアセスメ

ントと処遇施策の流れ」と「主に処遇内容を考慮したアセスメントと処遇施策の流れ」の二つの潮流の主要な部分の整理、統合が追求されていることも、成果の一つと言えるのではないだろうか。

一方、分析シートや検討票等手続き関係の文書・様式、又統計的分析ツールの採用やパス図の作成など、事務処理の内容が複雑化、精緻化することによって、現場に負担増がもたらされていることも又事実であるように思える。現場でのコストパフォーマンス(費用対効果)の観点から、運用に当たっての効率化、簡素化等の可能性についても検討されることを期待したい。さらに、保護観察官の事件担当数が膨大であった時と異なり、現在の事件数等を考えると、処遇の手続きや枠組みを精緻化、マニュアル化していくことは今後においても可能である。しかし、外在的で詳細な枠組み・基準によるだけでなく、関連研修やスーパービジョンの充実強化によって、個々の保護観察官が専門家としての知見やアセスメント能力を向上させ、求められる「見立て」やそれを踏まえた「処遇」を効果的に展開できる能力を獲得することも又重要な課題と言えよう。外在的で詳細な枠組み・基準を追求、マニュアル化を進めていくその先には、例えば生成AI(Artificial Intelligence)の活用なども考えられる。しかし、保護観察処遇はあくまで生きた人間相手の対人援助の世界でもあり、その対面場面における臨床的所見こそ最も核心的なものである。近い将来、AIなどの活用が考慮される場面においても、それは、処遇者の見立てを助け、支

援するものとして活用されるべきものと考えるのが妥当ではないだろうか。

その他の考慮事項としては、CFPの再犯予測力について、勝田・羽間(2020)は「今後、既存のアセスメントツールによるアセスメント実施群とCFP実施群の再犯・再非行率を比較し、CFPの有効性と問題点を明らかにする研究が求められる。」¹³⁾と指摘し、その後、2021年には羽間等が法務省保護局と連携の上、独自の調査を行い、CFPの予測精度が従来のアセスメントツールに比べ適度なものであることを明らかにしている^{14) 15)}。しかし、ツールの再犯予測妥当性等の検証、或いは上記の現場におけるコストパフォーマンスについての検討は引き続きしていくことが必要ではないかと思われる。今後の研究に期待したい。

【引用・参考文献等】

- 1) 鈴木昭一郎「保護観察における分類処遇」朝倉京一・佐藤司・佐藤晴夫・森下忠・八木國之編『日本の矯正と保護 第3巻 保護編』有斐閣(1981年)70頁。
- 2) 岩井敬介「保護観察における処遇態様の研究について」青少年更生福祉センター編集・発行『犯罪と非行』11号(1972年)91-101頁。更生保護50年史編集委員会編『更生保護50年史』共同印刷(2000年)45頁。
- 3) 昭和42年7月13日法務省保護観甲393号通達「処遇分類制の実施について」。
- 4) 昭和46年8月31日法務省保護観甲227号通達「分類処遇による保護観察の実施について」。
- 5) 法務総合研究所『平成16年版 犯罪白書』第2編/第5章/第3節/3 A分類率の推移。
- 6) 平成2年3月22日保觀第108号保護局長通達「保護観察類型別処遇の制定について」。
- 7) 日本更生保護学会編『更生保護学事典』成文堂(2021年)200-201頁。
- 8) 法務総合研究所『令和5年版 犯罪白書』88頁。
- 9) 松本勝編『更生保護入門 第6版』成文堂(2022年)96頁。
- 10) 勝田聰・羽間京子(2020年)「保護観察における新たなアセスメントツール－期待される効果と課題－」千葉大学 教育学部研究紀要, 68巻, 317-322頁。
- 11) 日本更生保護学会編『更生保護学事典』成文堂(2021年)197-199頁。
- 12) 石川弘義・高木俊彦『非行・この実態』日新報道出版部(1976年) 13-28頁。
- 13) 勝田聰・羽間京子(2020年)「保護観察における新たなアセスメントツール－期待される効果と課題－」千葉大学 教育学部研究紀要, 68巻, 321頁。
- 14) 更生保護法人日本更生保護協会編集・発行『更生保護8月号』共同印刷(2021年) 11頁。
- 15) 勝田聰(2021年)「エビデンスを基盤とする保護観察対象者のアセスメントツールの開発について」犯罪社会学研究, 第46号, 44-45頁。

現場からの報告

薬物依存当事者の家族の集まり 「家族会」への保護司活動

愛知県名古屋市西保護区保護司 吉田 沢恵

保護司の活動には保護観察対象者への定期的面接、帰住先への生活環境調整があり、その中でも薬物依存のある対象者は近年増加傾向にあると思う。私もある女性の保護観察対象者の面接と生活環境の調整を受け持ったことで、薬物依存について関わるようになった。

1. 家族会設立の経緯

A子は16歳の時、傷害で保護観察になり私が担当になった。少女期を貧困ネグレクト、家庭内暴力と劣悪な環境で育ち、だれにでも牙をむくような態度であったが、面接を重ねるうちに打ち解けて笑顔で話すようになった。しかし18歳で妊娠し、その子供の父親とは別れシングルで出産をするが、育児より自分の遊びを優先して、実母に子供を預け、出かけてしまうことが多くなった。そして覚醒剤使用で逮捕に至った。保護観察所からの連絡で、生活環境の調整のため矯正施設へ行き、彼女と面会した。

以前のような太々しい態度はなく、子供のために断薬をして落ち着いた生活をしたいと真っすぐな目で話した。出所した彼女の初回面接でその決意の強さを感じたが、暫くすると苦悩するような声で連絡をしてきた。「仕事をしたいけど、家族は外での仕事はもう少し待て。家事をしていると言う。友達と会うこともやめろといわれる。どうしたらいいかわからない」

家族としては、覚醒剤使用につながる行動、人との接触を避けてほしいとの思いからの言動であった。夜間や早朝に電話が入り、「今、リストカットした。もう死にたい。薬を使いたくなつた。もう家を出ていく」。辛い思いをぶつけてきたが、私は傾聴するしかなくどこまで寄り添えたかわからないままに短期の保護観察期間が終わった。彼女と家族はその後どうしているかと脳裏をかすめる。

令和4年に薬物依存症回復支援の団体と関わるようになった。保護観察所での

「薬物再乱用防止プログラム」や「ダルク」は知っていても、理解はしていなかった。保護観察所の開催する規制薬物の使用により矯正施設に入所している引受人の集まりである「引受人会」の手伝い、「ダルク」の見学、薬物依存症回復支援団体のミーティング見学、薬物依存症専門病院の医師の講義等を受けた。ここで「薬物依存」は病気であり本人の意志だけで治るものではないことが理解できた。

保護観察所での引受人会が終わったときに、一人の女性が「薬物使用で刑務所にいる息子がもうすぐ出所てくるが、どう接したらよいか不安である。身内にも友人にも相談できず辛い」と泣きながら話された。

私は、今まで保護司として、保護観察対象者の面接、生活環境の調整において、どれほど引受人となった家族の状況を把握していただろうか。報告書記載に必要な項目の聞き取りで終わり家族の状況までは理解していなかったように思う。薬物依存症のある息子の母親の苦悩を目の当たりにした。

薬物依存からの回復には当事者とその家族も支援することが、再犯防止につながると思った。

2. 家族会の現状

令和4年7月から薬物依存症回復支援団体の中で「家族会」が始まり、同年12月からは、名古屋市の保護司が同支援団体から独立した形で保護観察所の協力を得ながら運営に携わるようになった。家族会は、薬物依存当事者の家族の困惑や苦悩を理解して支援するもので、当初は2組ほどの参加で、

先に述べた母親も参加した。約5年間断続が続いている息子の父親が「息子が薬物で捕まった時は本当にどん底であった。妻とは離婚になり、だれにも話せない辛さがあった。電話が鳴ると息子のことでもた何かあったかと、いまでも恐怖心が思い起こされ、孤独を感じるようになった。しかし、これではいけないとダルクの見学や他の団体の家族会や保護観察所が実施する引受人会への参加、薬物依存症の勉強会とあらゆる所へ行った。そして思うことは、家族も薬物依存について勉強し、同じ思いを分かち合う場を持ち、元気で明るく当事者を支えていかなければならない」と力強く話した。

家族会は毎月1回、第2土曜日の午後に開催している。保護司がファシリテーターとなり進行する。時には、外部講師をお招きし、専門的な助言や相談を得ることで、より充実した会合になっている。ここで具体的な悩みや近況報告がなされ、前回沈んでいた家族が次回では笑顔で話されている。

そして、この「家族会」の特徴は二つある。一つは、薬物依存症当事者が家族と共に参加していることである。他の団体の家族会では考えられないかもしれないが、薬物依存症当事者の参加により家族の思いと当事者の思いが両方に理解できてくる。例えば、何度も刑務所に入っている息子に対して家族は「もう見捨てた。面会は二度と行かない」と話すと、薬物依存症当事者は「こんな所(刑務所)に入って家族にも迷惑をかけた。もう見放されたと思っていたのに、会いに来てくれた。嬉しかった。立ち

直る決心につながった」と話した。翌月の家族会で、面会に行かないと言っていた父親が「息子に会ってきた。妻と話しているのを聞いていた」。その翌月には「息子と同じく話しをした」と表情も明るく変化してきた。また、「妄想と幻覚で暴れて壊れている部屋は補修しておくが、本人の携帯電話代や借金は肩代わりしない。本人の年金保険料も刑務所受刑中は猶予される」と家族同士で経験や情報を共有し、会話が進む。夫婦で参加された父親が、「今まで本人に良かれと思って金銭的な援助をしてきたが、それが本人の薬物依存症からの回復を阻止していたことが、この「家族会」に参加して漸くわかつてきた。妻に何度も言われても自分がしていることが本人のためと思っていた。考えの切り替えができるようになった」と話される。当事者の「息子さんはこう思っていると思うよ」の会話に一步前に進む勇気が生まれてくる。保護司としての面接や生活環境の調整ではここまで具体的な話にはならない。しかし、同じ境遇の家族同士が「ねえ、聞いて！」の会話に当事者の彼が刑務所の中ではこんな思いでいたと話すことにより、家族は「うちの息子もそう思っていただろう」と考える機会となったとの会話になっている。この家族同士が自由に話すことが「家族会」の二つ目の特徴だと思う。参加費も無料である。

この家族会を重ねるごとに家族同士のつながりもできて、「この家族会に来るのが待ち遠しくなっている」「ここで話を聞いてもらえてよかった」と最近は会が終了してもあちこちで会話が弾んでいる。最近も覚

醒剤使用で逮捕された息子のことで泣きながら辛さを話す母親に対して、参加者全員が彼女に寄り添い辛さを共有し励ましていた。「家族会」のつながりを強く感じた。また、薬物依存の症状や金銭問題などの課題に家族が真摯に取り組み、他の家族会や精神保健センターでの薬物依存についての勉強会に参加する家族も出てきたりしている。

3. 家族会を保護司が運営する理由

保護司法第一条に、「保護司は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。」とある。保護司は、薬物依存症当事者とその家族に直接会って話し、経緯や状況把握することができる。病院で診察を受けたり、役所で調査されたりするでもなく、地域に密着している普通のおじさんおばさんだからこそ、苦悩の中にいる家族に寄り添うことができ、当事者を支えることができると思っている。

松本俊彦医師の著書にも「薬物依存症の回復支援においては、『物』を規制・管理・排除することではなく、痛みを抱かえ孤立した『人』を支援することに重点を置く必要がある」と信じている。(注)とあり、私達も家族会を重ねる毎にその思いを強く感じる。

2016年12月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、地方公共団体は再犯の防止等に関し、国との適

切な役割分担を踏まえて、その地域に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとある。

名古屋市においても、犯罪・非行のない安心・安全な地域社会の実現に向け、令和4年3月に「再犯防止推進計画」を策定し取り組みを進めている。一人ひとりに寄り添い立ち直りを支援するとある。薬物依存に限らず罪を犯した人とその家族が、周りから孤立することなく、再犯防止に向けて生活できるように支援することが、これから保護司の活動の一つとなると思う。私達の薬物依存当事者の家族の集まり「家族会」への保護司活動は、この観点からも意に沿ったものと思っている。

(注) 松本俊彦『薬物依存症』筑摩書房(2018年)21頁